調剤報酬点数表(令和5年4月1日施行)

第1節 調剤技術料

令和5年2月13日 日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の
① 調剤基本料 1	0	 ②~④以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 42点
② 調剤基本料 2	0	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 a) 月4,000回超 かつ 集中率70%超 b) 月2,000回超 かつ 集中率85%超 c) 月1,800回超 かつ 集中率95%超 d) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の保険医療機関は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関 が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	26点
③ 調剤基本料 3	0	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 a) 同一グループ 月40万回超(または 300店舗以上) b) 同一グループ 月4万回超~40万回以下 かつ 集中率85%超 c) 同一グループ 月3.5万回超~4万回以下 かつ 集中率95%超 d) 同一グループ 月3.5万回超(または 300店舗以上) かつ 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引あり	【月40万回超 または 300店舗以上 集中率85%超 または d) 16点 集中率85%以下 32点 【月3.5万回超~40万回以下 21点
④ 特別調剤基本料	_	次のいずれかに該当する保険薬局 a) 保険医療機関と特別な関係 (敷地内) かつ 集中率70%超 b) 調剤基本料に係る届出を行っていない ※地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算は▲20%で算定	7点(減算適用時の最下限 3点)
分割調剤(長期保存の困難性等) " (後発医薬品の試用)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目以降)	5点
" (後発医薬品の試用) 地域支援体制加算 1		1分割調剤につき (1処方箋の2回目のみ) 調剤基本料1の保険薬局(必須3+選択1)	5点 39点 ^(※1)
地域支援体制加算 2		調剤基本料1の保険薬局(地域支援体制加算1+選択3以上)	47点 ^(※2)
地域支援体制加算 3		調剤基本料1以外の保険薬局(麻薬小売業+必須2+選択1以上)	17点 ^(※3)
地域支援体制加算4		調剤基本料1以外の保険薬局(選択8以上)	39点 ^(※4)
連携強化加算 後発医薬品調剤体制加算 1	0	地域支援体制加算の届出、災害・新興感染症発生時等の対応体制 後発医薬品の調剤数量が80%以上	2点
後発医薬品調剤体制加算		後発医薬品の調剤数量が85%以上	22点
後発医薬品調剤体制加算3		後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減算	_	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲ 5点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
<u> </u>		 1調剤につき、3調剤分まで	21点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8~28日分 190点+1日分につき10点 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
嚥下困難者用製剤加算		内服薬のみ	80点
無菌製剤処理加算 中心静脈栄養法用輸液 抗悪性腫瘍剤 麻薬	0	1日につき ※注射薬のみ	69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 137点)
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプ・セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算(屯服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤		1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算(外用薬) 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パ゚ップ剤、リニメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤		1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	13/
液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤			35ਫ਼ 45ਫ਼ 80ਫ਼
時間外等加算(時間外、休日、深夜)		基礎額 = 調剤基本料(各加算を含む)+薬剤調製料+調剤管理料	基礎額の100%、140%、200%
で間・休日等加算	-	+無菌製剤処理加算+在宅患者調剤加算 処方箋受付1回につき	40点
夜間・休口寺川算 在宅患者調剤加算	\cap	処方箋受付1回につき 処方箋受付1回につき	15点

[※] 令和5年4月~12月末までの特例措置

- ※1 後発医薬品調剤体制加算1又は2を算定する場合+追加の施設基準 40点 、後発医薬品調剤体制3を算定する場合+追加の施設基準 42点 ※2 後発医薬品調剤体制加算1又は2を算定する場合+追加の施設基準 48点 、後発医薬品調剤体制3を算定する場合+追加の施設基準 50点 ※3 後発医薬品調剤体制加算1又は2を算定する場合+追加の施設基準 18点 、後発医薬品調剤体制3を算定する場合+追加の施設基準 20点 ※4 後発医薬品調剤体制加算1又は2を算定する場合+追加の施設基準 40点 、後発医薬品調剤体制3を算定する場合+追加の施設基準 42点

第2節 薬学管理料

項目	届出		点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	7500
			7日分以下 49
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	8~14日分 289
			15~28日分 509
			29日分以上 60,
② ①以外 素 複数数			4:
重複投薬·相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 30点
調剤管理加算	_	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3月
			2回目以降(処方変更・追加あり)3月
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	_	 6月に1回まで、オンライン資格確認システムを導入	4点 ^{(※5}
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2			マイナ保険証による薬剤情報等取得 1
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常 (②・③以外)		3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59
② 特別養護老人ホーム入所者		オンラインによる場合も含む	45
③ 情報通信機器を使用(オンライン)		3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59
麻薬管理指導加算			22)
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10;
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100,
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12,
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350,
吸入薬指導加算		3月に1回まで	30)
調剤後薬剤管理指導加算		月1回まで(地域支援体制加算に係る届出薬局に限る)	60,
		3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13,
服薬管理指導料(特例)		処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師	
	-	指導料等の算定患者	59,
かかりつけ薬剤師指導料	0	処方箋受付1回につき	76,
麻薬管理指導加算			225
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	105
特定薬剤管理指導加算 2	0	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	1005
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	125
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350я
かかりつけ薬剤師包括管理料	0	処方箋受付1回につき	2915
外来服薬支援料 1		月1回まで	185я
시 + ID # + FOW >			7日分につき 34点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	(43日分以上 240点)
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	1255
		内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで	字体+り110上 75以内 00-
服用薬剤調整支援料 2	_	重複投薬等の解消の実績ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、月1回まで	30,
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要性ありと判断(月1回まで)、患者・家族からの求め	20,
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50 _F
在宅患者訪問薬剤管理指導料	0	月4回まで(④を含めて)、末期の悪性腫瘍の患者等は週2回かつ月8回まで	
① 単一建物患者 1人			650 ₅
② 単一建物患者 2~9人			320 ₅
③ 単一建物患者 10人以上		│ 〉 保険薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて)	290,
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		IJ	59,
⑦ にて芯セハノバノ栄用 日生拍导科			337
④ 仕も思有カンプイン条削官理指導科 麻薬管理指導加算			100点(オンライン 22点)
麻薬管理指導加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	100点(オンライン 22点) 250g
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児	250,
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算	0	6歳未満の乳幼児	250ヵ 100点(オンライン 12点)
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250』 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点)
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算		6歳未満の乳幼児	250』 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点)
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250』 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150』
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250』 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150』 500』
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (2) ①・③以外		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	250; 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150; 500; 200;
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (2) ①・③以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	250ヵ 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150ヵ 500ヵ 200ヵ 59ヵ
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅电心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (1) 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 (2) ①・③以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	250) 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点) 150) 500) 200) 59) 100点(オンライン 22点)
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (1) 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 (2) ①・③以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250) 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点) 150) 500) 200) 59) 100点(オンライン 22点) 250)
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (1) 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 (2) ①・③以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児	250点 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150点 500点 200点 59点 100点(オンライン 22点 250点 100点(オンライン 12点
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (1) 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 (2) ①・③以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250ヵ 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150ヵ 500ヵ 200ヵ 59ヵ 100点(オンライン 22点) 250ヵ 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点)
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 生宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	250点 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150点 500点 200点 59点 100点(オンライン 22点 250点 450点(オンライン 350点 150点
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 生宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 生宅患者緊急時等共同指導料	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250人 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150人 500人 200人 59人 100点(オンライン 22点 250人 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 700人
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (1) 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 (2) (1) (3) 以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 年宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	250 <u></u> 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150 <u></u> 500 200 59 100点(オンライン 22点 250 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 700 100
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 (1) 計画的な訪問薬剤管理指導料 (1) 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 (2) (1・3)以外 (3) 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者	250 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150 500 200 59 100点(オンライン 22点 250 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150 700 100 250
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 生宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 到幼児加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者 6歳未満の乳幼児	250 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150 500 200 59 100点(オンライン 22点 250 100点(オンライン 12点 450点(オンライン 350点 150 700 100 100 250
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 生宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 到幼児加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250点 100点 (オンライン 12点 450点 (オンライン 350点 150点 150点 150点 200点 200点 200点 250点 250点 100点 (オンライン 350点 450点 (オンライン 350点 100点 350点 150点 250点 100点 250点 100点 450点 450点 450点 450点 450点 450点 450点 4
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 到幼児加算 小児特定加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている在宅患者	250; 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150; 500; 200; 59; 100点(オンライン 22点) 250; 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150; 700; 100; 250; 100; 150; 150; 150; 150; 150;
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 到幼児加算 小児特定加算	0	6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 合わせて月4回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 月2回まで、主治医と連携する他の保険医の指示でも可 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者 6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	250; 100点(オンライン 12点) 450点(オンライン 350点) 150; 500;

^{※5} 令和5年4月~12月末までの特例措置

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
" (所定単位につき15円を超える場合)	II .	10円又はその端数を増すごとに1点

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬(令和3年4月1日施行)

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師が行う場合》	
① 単一建物居住者 1人	月4回まで、末期の悪性腫瘍の患者等の場合は週2回かつ月8回まで	517単位
② 単一建物居住者 2~9人		378単位
③ 単一建物居住者 10人以上(①および②以外)		341単位
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合	月1回まで、各加算は算定不可	45単位
麻薬管理指導加算		100単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%